



JASDAQ

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	大成温調株式会社
代表者名	代表取締役社長 水谷 憲一 (コード番号 : 1904、東証 JASDAQ)
問 合 せ 先	上席執行役員 管理統括部長 河村 和平 (TEL. 03-5742-7301)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 経営体制の一層の強化のため、社長その他役付取締役を取締役会で定めることが出来るよう  
にいたしたく、現行定款第23条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、  
責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されます。

これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法の規定に基づき、現行定款第29条及び第37条を変更するものであります。

なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以上

## “別 紙”

〈定款変更の内容〉

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長その他役付取締役を定めることができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することできる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限度する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p>

以上